

新型コロナウイルス感染拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等

1. 区域

県内全域

2. 期間

令和3年1月14日（木）0時から2月7日（日曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請等を実施

（1）県民向け：外出・移動の自粛要請＜新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項＞

- ・不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に20時以降）
- ・県をまたぐ不要不急の移動自粛（特に緊急事態措置を実施すべき区域の都道府県）

（2）事業者向け：営業時間短縮要請、催物（イベント等）の開催制限要請＜法第24条第9項＞

職場の出勤に対する働きかけ

- ・施設管理者（別紙「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間短縮を要請
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請
- ・出勤者7割減に向けた取り組み（テレワーク、ローテーション勤務等）の推進の働きかけ
- ・20時以降の勤務抑制に向けた取り組みの推進の働きかけ

※緊急事態措置等の詳細は別添「緊急事態対策」をご確認ください。

(別紙) 施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

① 施設の使用制限

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	・ 営業時間短縮を要請 （営業時間は5時～20時まで。酒類の提供は11時～19時まで。） ・ 令和3年1月16日（木）～令和3年2月7日（日） ※1月12日からの要請対象施設（酒類の提供を行う飲食店）は令和3年1月12日（火）～2月7日（日）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

< ※緊急事態措置以外の対応（特措法に基づかない協力依頼） >

施設の種類	内容
運動施設・遊技場、劇場・観覧場・映画館又は演芸場、集会場又は公会堂・展示場、博物館・美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	・ 営業時間短縮（5時～20時まで）、酒類提供時間の短縮（11時～19時まで）を協力依頼 ・ 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ ・ 令和3年1月16日～令和3年2月7日
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く）	・ 営業時間短縮（5時～20時まで）、酒類提供時間の短縮（11時～19時まで）を協力依頼 ・ 令和3年1月16日～令和3年2月7日

② イベントの開催制限

要請内容	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力要請） ・ 令和3年1月16日～令和3年2月7日
------	---